

日光市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8(2026)年3月

日光市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目 標	2
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	8

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本市では、「第4次日光市学校教育基本計画」を策定し、基本目標である『未来を担い、主体的に学ぶ児童生徒の育成』の実現に向け、基本施策6に「未来につなげる教育環境づくり」を掲げ、「教職員資質能力の向上と職場環境の改善」などの各種施策に取り組むこととしている。

また、児童生徒一人ひとりの学びと成長を支える持続可能な教育環境づくりを進めるためには、教職員が心身ともに健康で、生き生きとやりがいを持ちながら、本来的な業務に着実に取り組むことができるようにすることが必要である。

このため、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって教職員の働き方改革に取り組むものとする。

なお、本計画は、改定された国の「教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」、及び県が策定した「栃木県業務量管理・健康確保措置実施計画」との整合性を図りながら策定した。

(2) 本市の現状

令和2年3月に「日光市立公立学校における働き方改革基本方針」を定め、教職員の時間外在校等時間の削減や児童生徒と向き合う時間の確保などに取り組んできた結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間以下の割合	月80時間以上の割合
小学校	月35時間	62%	2%
中学校	月39時間	65%	7%

※「年平均」は、令和6年度に閉校した学校を含まず、集計できたデータの平均値（参考）

時間外在校等時間が月45時間以下の割合が60%を超え、県の平均よりも高い状況にある。

また、月80時間以上の教職員数は、学校規模等によって差はあるものの、部活動や報告書などの文書の作成、会議打合せなどの業務の負担感が大きいことなどから、目標（0名）には届いていない。

このため、業務の簡素化・効率化はもとより、業務内容の精選を図り、教育の質の向上のための時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目 標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとし、対象は会計年度任用職員・非常勤職員を除く県費負担教職員とする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

国の指針

- ・1か月の時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合100%とすることを目指すこと。
- ・1年間における教育職員の1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とすることを目指すこと。
- ・教育職員の1年間時間外在校等時間360時間以下とすることを目指すこと。

県の目標

- ・教職員の時間外在校等時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。
- ・教職員の時間外在校等時間が1か月で80時間を超える教員の割合を令和9(2027)年度までに0%とする。

市の目標

- ① 1か月の時間外在校等時間が80時間以上の教職員の割合を令和10年度までに0%にする。
- ② 1か月の時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%にする。
- ③ 1年間における1か月の時間外在校等時間の平均時間(※)を30時間程度にする。

※日光市内の全教職員の時間外在校等時間の平均

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

県の目標

- ・「仕事と仕事以外の生活のバランスに満足しているか」の質問に肯定的に回答した教職員の割合を令和12(2030)年度までに全校種80%とする。
- ・「自分の仕事は児童生徒によい影響を与えていると思うか」の質問に肯定的に回答した教職員の割合を令和12(2030)年度までに全校種80%とする。

市の目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

①年間の年次有給休暇の平均取得日数(※)を15日以上にする。【14.7日】

※日光市内の全教職員の年次有給休暇取得日数の平均

②ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。【11.9%】

3. 計画の期間

計画の期間は、令和8年度～令和12年度とし、市内の学校の働き方改革の状況や国・県の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しをしながら推進することとする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

学校と教師の業務の3分類

▶ 教師が教師でなければならない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
 ▶ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外的見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械設備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

(参考：文部科学省作成資料)

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・PTA活動や学校運営協議会、地域学校協働活動などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを検討する。
- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・放課後から夜間における見回りについては、少年指導委員による見守りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
 - ・給食費等の学校徴収金については、公会計化に向け検討を進める。
- ◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
 - ・地域コーディネーターを積極的に活用し、地域連携教員の負担軽減を促進する。
- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備するなど、市教育委員会と連携して苦情等に対応できる体制を構築する。
 - ・首長部局とも連携して、直接苦情等に対応する相談窓口の設置について検討する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆調査・統計等への回答、学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑥⑦⑧関係）
 - ・電子申請システム（LoGoフォーム等）の機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

- ・市教育委員会は、各学校へ送付する文書量の縮減に努める。合わせて、教職員を通じた児童生徒等への周知依頼文等についても量の縮減に努める。
- ・市教育委員会は、事務職員等が担う事務処理全体をデジタル化等によって効率化するとともに、事務職員等の校務運営への積極的な参画を促進する。
- ・学校事務体制の強化のため、共同学校事務室の整備について検討する。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理、校舎の開錠・施錠、児童生徒の休み時間における安全への配慮、校内清掃（「3分類」⑨⑩⑪⑫関係）

- ・学校プールや学校開放施設である体育館等の管理業務について、外部委託の活用を検討する。
- ・校舎の開錠・施錠等について、外部業者の活用を検討し、教職員以外の積極的な参画を促進する。
- ・休み時間における安全への配慮については、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、地域住民等の支援を得つつ、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
- ・校内清掃については、地域住民等の支援を得つつ、実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・部活動指導員や補助員については、適正な配置に努める。
- ・部活動の地域展開については、今後策定される「（仮称）日光市立中学校部活動地域展開等推進計画」に基づき円滑に進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・給食時における児童生徒の見守りについては、発達の段階を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施し、地域の実情に応じて支援スタッフ等を活用することで、負担軽減を促進する。

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する学校指導助手・学校支援員については、学校の実情に応じて適正に配置する。
- ・校務支援システム等のデジタル技術を活用することによって、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆学校行事の準備・運営、進路指導の準備（「3分類」⑰⑱関係）

- ・学校行事における関係機関との日程調整や物品の準備等の業務、進路指導における情報収集等の業務について、教職員と学校指導助手、学校支援員等の支援スタッフとの協働を促進する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用し、教職員と連携・協働した支援体制を構築する。
- ・児童生徒の課題の状況に応じ、発達相談員、教育支援センター、学校指導助手（日本語指導・看護）、学校支援員、家庭児童相談室、要保護児童対策地域協議会などとの連携・協働を促進する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合（小4以上は年間で1,086単位時間以上）には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・時間外在校等時間が集中する4月～6月の実態を踏まえ、1日及び1週間当たりの授業時数及び年間授業週数の見直しを行い、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する。
- ・学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要なものに精選する。特に時間外在校等時間が集中する4月～6月の行事について留意する。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用によりアンケート調査や連絡調整などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト（学校向け）」に基づいた自己点検の達成状況（平均得点）において450点を目指す。（R6：354点）
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の導入について検討する。
- ・欠席連絡や文書管理等の校務について、デジタル技術を活用した効率化を推進する。
- ・グループウェア（Teams等）を活用し、職務経験の少ない教職員や校内に同一教科が少ない教職員等が、校内外の専門性の高い教職員への相談や教材・教具等を共有できる体制を整備する。

- ・学習支援活動や環境整備などについては、学校支援ボランティアや学校運営協議会など地域との効果的な連携・協働を促進する。
- ・学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。
- ・学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、改正学校教育法の規定に基づき、本計画に適合するものとする。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月の時間外在校等時間が80時間以上の教職員に対し、学校長による聞き取りを行った上で、状況に応じて医師等による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・完全退勤時刻を設定し、時間を意識した働き方を推進する。
- ・教職員の持ち帰り業務については、校内業務時間内の完結を基本とし、やむを得ず行う場合は今後の改善策を検討する。
- ・ストレスチェック実施後の集団分析の結果等を活用して職場環境の改善を推進する。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得できるよう各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を週1回程度設定するよう推進し、長期休業等の期間中に8日間（夏季：8月13日から8月16日、冬季：12月27・28日、1月4・5日を原則とする）の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・早出遅出勤務制度、テレワークの導入について検討を行う。
- ・市教育委員会は、学校長等管理職との面談等を通じ、各学校における業務や環境整備等の状況について検証を行い、当該学校における教職員の勤務状況を速やかに改善させるための方策の検討及び実施の支援その他の取組を実施する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、日光市のHPで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、学校への調査やストレスチェックの結果から把握する。
- ・市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。
特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、市教育委員会からの支援を強化する。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
また、校長等の業績評価に働き方改革の推進に関する目標を加えるなど実効性のある取組を目指す。
- ・校内働き方改革推進委員会の設置を促進し、自己点検できる体制を確立する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。